

## 大口町障がい者等地域生活支援事業等利用者負担軽減事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱（平成23年大口町告示第26号。以下「地域生活支援事業実施要綱」という。）に基づく移動支援事業、地域活動支援センター事業を利用する者及び日中一時支援事業を利用する者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護給付費及び訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）を利用する者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく障害児通所給付費を利用する者が各事業を重複して利用し、1月に支払う利用者負担額が利用者負担上限額を超えた際に、その利用者負担上限額を超えた額を利用者負担軽減給付費（以下「給付費」という。）として支給することにより当該利用者の費用負担の軽減を図ることを目的とする。

### (給付費の額)

第2条 給付費の額は、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、介護給付費等及び障害児通所給付費を利用した際の1月分の利用者負担額の合計額から、地域生活支援事業実施要綱に規定する利用者負担上限額、と介護給付費等に係る負担上限月額及び障害児通所給付費に係る負担上限月額を比較して少ない方の額を当該利用者負担額の合計額から差し引いた額とする。

### (給付費の支給申請)

第3条 給付費の支給申請をしようとする者は、大口町障がい者等地域生活支援事業等利用者負担軽減申請書（様式第1）により町長に申請しなければならない。

### (給付費の支給決定)

第4条 町長は、大口町障がい者等地域生活支援事業等利用者負担軽減申請書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、適切と認めるときは、大口町障がい者等地域生活支援事業等利用者負担軽減決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、支給が適切でない認められるときは、大口町障がい者等地域生活支援

事業等利用者負担軽減却下通知書（様式第3）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（給付費の請求）

第5条 給付費の支給決定を受けた者は、利用者負担軽減給付費支給請求書（様式第4）を町長に提出するものとする。

（給付費の支給）

第6条 町長は、利用者負担軽減給付費支給請求書を受理したときは、速やかに給付費を償還払いにより支給するものとする。

（給付費の返還）

第7条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により給付費の支給を受けたことを確認したときは、給付費の全部又は一部を返還させることができる。

（その他必要事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、給付費の支給に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成20年3月26日 大口町告示第21号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成24年8月31日 大口町告示第104号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町障がい者等地域生活支援事業等利用者負担軽減事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月27日 大口町告示第33号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日 大口町告示第27号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第52号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

大口町障がい者等地域生活支援事業等利用者負担軽減申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所

氏名

電話

下記のとおり、利用者負担軽減を申請します。

記

対象者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	大口町		
事業の 利用状況	年 月利用分		
	利用事業に ○をつけて ください。	事業名	利用者負担額
		移動支援事業	円
		地域活動支援センター事業	円
		日中一時支援事業	円
		介護給付費等	円
		障害児通所給付費	円
	合計金額		① 円
利用者負担 上限額	地域生活支援事業分	a 円	② (a, b, cいずれか少ない方の額) 円
	介護給付費等分	b 円	
	障害児通所給付費	c 円	
申請額	円  (①合計金額－②利用者負担上限額)		

\* 添付書類として、支払った利用者負担額を証明する書類を添付すること。

様式第2（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

大口町長 印

大口町障がい者等地域生活支援事業等利用者負担軽減決定通知書

年 月 日付けで申請のありました利用者負担軽減について、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者氏名		生年月日	年 月 日
住 所	大口町		
支給決定額	円		
備 考			

- \*1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

大口町障がい者等地域生活支援事業等利用者負担軽減却下通知書

年 月 日付けで申請のありました利用者負担軽減については、  
下記の理由により却下します。

記

却下理由

- \*1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4（第5条関係）

## 利用者負担軽減給付費支給請求書

金 円

大口町障がい者等地域生活支援事業等利用者負担軽減給付費として、上記の金額を請求します。

大口町長 様

年 月 日

住所

氏名

(振込先)

金融機関名	預金種類	口座番号	フリガナ 口座名義
銀行 信用金庫 農業協同組合	本店 支店 普通 当座		